

お知らせ

8月診療分から高額療養費制度が見直されます

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えて支払った額を払い戻す制度です。この度の見直しにより、自己負担限度額が引き上げとなりますが、新たに年間（8月から翌年7月まで）の上限額が新設され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後はそれ以上の医療費については、申請により還付を受けることができます。

高額療養費制度の上限額 (令和8年8月から令和9年7月まで)					
適用区分		年収目安	入院 + 外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当(※1)〉	入院 + 外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来特例(※2) (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	27万300円+ (医療費－90万1,000円)×1% 〈14万100円〉	168万円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	17万9,100円+ (医療費－59万7,000円)×1% 〈9万3,000円〉	111万円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	8万5,800円+ (医療費－28万6,000円)×1% 〈4万4,400円〉	53万円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	6万1,500円 〈4万4,400円〉	53万円 (※3)	月額上限2万2,000円 (年間上限21万6,000円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	3万6,900円 〈2万4,600円〉	29万円	—
—	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	2万5,700円 〈2万4,600円〉	29万円	月額上限1万1,000円 (年間上限9万6,000円)
—	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	1万5,700円	18万円	月額上限8,000円

- ※1 直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- ※2 外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。
- ※3 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に還付します。



多彩な未来を叶える普通科
ひらめきを形にする園芸デザイン科
人に喜びを与える家政科

1日体験入学

令和8年 9月4日 金

参加対象：中学校3年生・保護者・教職員

北海道当別高等学校 ☎061-0296 石狩郡当別町春日町84-4
お問い合わせ 担当・教頭：松本 時 間 平日9:00～17:00 **0133-23-2444**

当別高校

当別高校を応援する会
Instagram (非公式) 当別高校 公式note



申し込み締切
8/25(火)

「まちも教室に」楽しく学ぶ
当別高校の日常を発信中!

QRコードを読み込んで google フォームより申し込みください。



12:30～12:50 受付
13:05～13:50 公開授業
14:00～14:55 オリエンテーション
15:00～16:00 部活動、農場、校舎見学

当別町商工会は当別高校と連携
当別高校を応援しています